

経済産業省関連事業者支援策の概要

～ものづくり補助金・持続化補助金・IT導入補助金～

令和3年4月12日



経済産業省
関東経済産業局

(注)本資料でご紹介する各種補助金等は国会での可決・成立が前提となります。
また、補助事業の詳細は検討中であり、補助内容や各種要件等は公募時に公表される公募要領等にてご確認ください。

生産性革命推進事業

- 生産性革命推進事業は、3つの補助事業の総称。

ものづくり補助金

中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

IT導入補助金

中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

・生産性革命推進事業では、①ものづくり・商業・サービス補助金（以下、ものづくり補助金）、②小規模事業者持続化補助金（以下、持続化補助金）、③IT導入補助金の3つの補助金を用意。

・3事業の従来からの変更点として、**通年での公募**となるため、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能です。**（締切日は複数回設けられます。）**

・令和2年度第3次補正予算案では、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、「特別枠」を新特別枠「**低感染リスク型ビジネス枠**」に改編すると同時に、「事業再開枠」を廃止。

生産性革命推進事業 特別枠の改編

- 令和2年度第1次補正予算額：700億円
→特別枠（類型A、類型B・C）の創設により補助事業の拡充
- 令和2年度第2次補正予算額 1,000億円
→特別枠（類型B・C）の補助率引き上げ・事業再開枠の創設
- 令和2年度第3次補正予算額 2,300億円
→特別枠の改編（低感染リスク型ビジネス枠創設）

【各補助事業の拡充内容(2次補正予算まで)】

| 補助上限・補助率 | 通常枠 | 特別枠 (類型A) | 特別枠 (類型B・C) |
|---------------------------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|
| 持続化補助金 (販路開拓等) | 50万円・ 2/3 | 100万円・ 2/3 | 100万円・ 2/3 → 3/4 |
| 【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) ※ | | | |
| ものづくり補助金 (設備導入) | 1,000万円・ 1/2 (小規模 2/3) | 1,000万円・ 2/3 | 1,000万円・ 2/3 → 3/4 |
| 【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) | | | |
| IT導入補助金 (IT導入) | 450万円・ 1/2 | 450万円・ 2/3 | 450万円・ 2/3 → 3/4 |

改編等

【第3次補正による改編(R3.2~)】

| 補助上限・補助率 | 通常枠 | 低感染リスク型ビジネス枠 |
|---------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 持続化補助金 (販路開拓等) | 50万円・2/3 | 100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援 |
| ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) | 1,000万円・ 1/2(小規模 2/3) | 1,000万円・2/3 |
| IT導入補助金 (IT導入) | 450万円・1/2 | 450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円 |

【低感染リスク型ビジネス枠】

持続化補助金：ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等（活用イメージ：旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。）

ものづくり補助金：対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等（活用イメージ：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換。）

IT導入補助金：複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入や、テレワークを行うため、複数の業務工程にクラウド対応したITツールを導入する取組

（活用イメージ：医師や患者の間での、予約管理、診療、決済業務を全て非対面で行えるような「予約管理ツール」、「遠隔診察・診療ツール」、「オンライン決済ツール」の同時導入。）

【特別枠の申請要件】

※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
(例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
(例：自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からE C販売へのシフト)

類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
(例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)

中小企業生産性革命推進事業

令和元年度補正予算額 3,600億円

- 1. 中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
- 2. 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
- 3. 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点点要件）
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年で、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年で、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助額：～50万円、補助率：2/3）
小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率1/2）
中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム・Jグラントによる電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

①ものづくり・商業・サービス補助金 ⇒今年度から多様化

| 予算 | 事業類型 | 概要 | 補助上限 | 補助率 |
|--|---------------------|--|--|--------------------------|
| R 1 補正予算 (ものづくり・ 商業・サービス 生産性向上 促進事業) | 一般型 | 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に 必要な設備投資及び、試作開発を支援。(通常枠) | 1,000万円 | 中小1/2 小規模2/3 |
| | | 新 特別枠 5次～ 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限1,000万円、補助率2/3 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等 | | |
| ※個者 ※中小機構 が実施 | グローバル 展開型 | 海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的 とした設備投資等の場合、補助上限を引き上げ。(通常枠) | 3,000万円 | 中小1/2 小規模2/3 |
| 新特別枠は R 2 年3次 補正予算 | ビジネスモデル 構築型 | 中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定 のための面的支援プログラムを補助 (例:面的デジタル化支援、デザインキャンプ、ロボット導入 F S 等) | 1億円 | 大企業1/2 それ以外の法 人2/3 |
| R 3 当初予算 (ものづくり・ 商業・サービス 高度連携 促進事業) | 企業間連携型 | 複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクト を最大2年間支援。 (連携体は5者まで) | 2,000万円 /者 | 中小1/2 小規模2/3 |
| | ※連携体 ※経産省 が実施 | サプライチェーン 効率型 | 幹事企業が主導するサプライチェーン全体を 効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで) | 1,000万円 /者 |

①ものづくり・商業・サービス補助金の概要

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える

1,000万円または3,000万円※・補助率 1 / 2（低感染リスク型ビジネス枠・

※：一般型は上限1,000万円、グローバル展開型は上限3,000万円です。

小規模事業者は 2 / 3）の補助金です。

【要件】

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。

経営革新の類型

A1

新商品(試作品)
開発

例 避難所向け水循環型
シャワーを開発

A2

新たな生産方式
の導入

例 作業進捗を「見える
化」する生産管理シ
ステムを導入

B1

新役務(サービス)
開発

例 仮想通貨の取引シス
テムを構築

B2

新たな提供方式
の導入

例 従業員のスキルに応じて
顧客をマッチングするシ
ステムを導入

01

事業者全体の付加価値額※1
を年率平均3%以上増加

02

給与支給総額※2を
年率平均1.5%以上増加

03

事業場内最低賃金
(事業場内で最も低い賃金)を
地域別最低賃金+30円以上
の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）

①ものづくり・商業・サービス補助金の概要

新型コロナウイルス対応の「低感染リスク型ビジネス枠」 を創設！（一般型のみ）

「低感染リスク型ビジネス枠」のメリット

01

補助率が
1 / 2 → 2 / 3

特別枠で不採択になっても
通常枠で優先的に採択

02

広告宣伝・販売促進費
を補助対象に

「低感染リスク型ビジネス枠」の申請要件

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること

物理的な対人接触を減じることに資
する革新的な製品・サービスの開発

例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等

物理的な対人接触を減じる製品・
システムを導入した生産プロセス・
サービス提供方法の改善

例：ロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等

ポストコロナに対応するビジネス
モデルの抜本的な転換に係る設
備・システム投資

キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、検温機器など、ビジネスモデルの転換に対して大きな寄与が見込まれない機器の購入は、原則として、補助対象経費になりません。

①ものづくり・商業・サービス補助金の概要

一般型
低感染リスク型ビジネス枠

【補助対象経費】

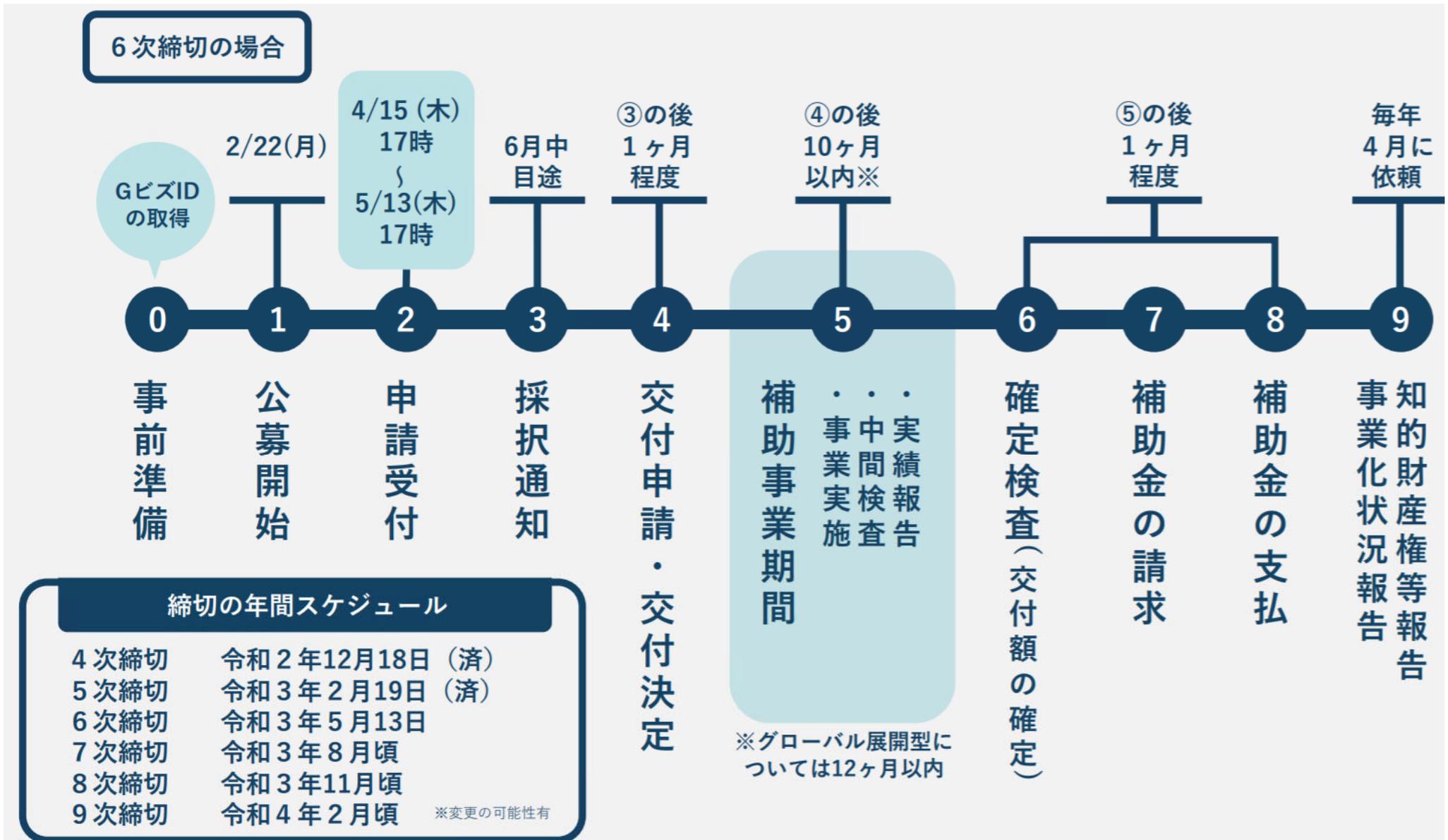
| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>機械装置・システム構築費 ※</p>  | <p>①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。</p> | <p>外注費 ◎</p> | <p>新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費</p>  |
| <p>運搬費</p> | <p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p>  | <p>専門家経費 ◎</p>  | <p>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限。))</p> |
| <p>技術導入費 ▲</p> | <p>知的財産権等の導入に要する経費</p>  | <p>クラウドサービス利用費</p> | <p>クラウドサービスの利用に関する経費</p>  |
| <p>知的財産権等関連経費 ▲</p> | <p>特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等</p>  | <p>原材料費</p> | <p>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p>  |

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1
◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1
※：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり
！：人件費や土地・建物の費用は補助対象外

※グローバル展開型では、海外旅費も対象
※低感染リスク型ビジネス枠では、**広告宣伝・販売促進費も対象**

①ものづくり・商業・サービス補助金の概要

- 第6次締切における申請受付開始は令和3年4月15日から開始予定。



※上記全ての手続きは100%電子化

①ものづくり・商業・サービス補助金の取組事例

取組例 1 金属製品製造業

資本金6,000万円、従業員31人

- ・これまで外注していた航空機用部品の塗装工程が、コロナの影響を受けて計画通りの生産が困難となった。
- ・このため、自ら塗装設備と技術を導入し、塗装の内製化を図ることによって一貫生産体制を構築する。

取組例 2 食料品製造業

資本金1,000万円、従業員35人

- ・全国宅配用の家庭向け冷凍野菜供給に対応するため、チャック機能付き包装設備を導入。
- ・包装能力を拡充するとともに少量・小分け・訴求力の高い商品を開発にも取り組み、新たな供給体制を構築する。

取組例 3 機械器具製造業

資本金2,000万円、従業員28人

- ・無人操作が可能な大型建造機械の需要が拡大。
- ・国内メーカーの世界戦略に合わせ、大型マシニングセンタを導入し、社内の加工ノウハウを活かして大型部品の量産体制を新たに構築する。

取組例 4 建設業

資本金2,000万円、従業員28人

- ・顧客ニーズである「早く、精度良く、安全に」を実現するために、ICTを搭載したグレーダー（整地用建設機械）を導入する。
- ・ICTを搭載することで、測量・施工作業の精度・生産性の向上が図れるほか、災害発生時の初動対応を強化する。

取組例 5 医療業

個人事業主、従業員 8 人

- ・コロナにより、使用する治療品のサプライチェーンが甚大な被害を受けた。
- ・本事業でCAD/CAMシステムを導入し、デジタル化とIoTの活用によって治療サービス全体の生産性向上を図る。

取組例 6 技術サービス業

資本金1,300万円、従業員29人

- ・今回のコロナ危機など不測の事態に備え、プラント等の保守検査を誰にでも対応できるようにする必要がある。
- ・次世代エネルギー等に用いる新素材等での非破壊検査で、簡単に早く検査をできるサービスを確立する。



ものづくり補助事業の活動・成果を紹介する公式ホームページ

ものづくり補助事業関連サイト

■もの補助成果事例の検索等が可能

<http://www.monodukuri-hojo.jp/>

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい
HPを開設したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金

（小規模事業者持続的発展支援事業）

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>

一般型：上限50万円

※特例事業者：50万円上乗せ（一般型のみ）

※共同申請可能

低感染リスク型ビジネス枠：上限100万円

※ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。

<補助率>

一般型：2/3

※事業再開枠：定額（一般型のみ）

※特例事業者上乗せ：2/3または定額（一般型のみ）

低感染リスク型ビジネス枠：3/4

※感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4

<補助対象>

一般型：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など
低感染リスク型ビジネス枠：オンライン化のためのツール・システムの導入、ECサイト構築費など

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件とします（低感染リスク型ビジネス枠を除く）。

令和元年度補正予算、令和2年度第2次補正予算及び
令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！

※いずれも増加見込みを含む

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増**、**海外客の団体旅行予約も2割程度増加**。

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

一般型

✓事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均増加」、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金より増加」を計画していること、jGrantsによる電子申請等を加点要件とします。※詳細は公募要領をご覧ください

低感染リスク型ビジネス枠

緊急事態宣言再発令による特別措置

✓緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が、対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合
⇒補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4以内(最大25万円)から1/2以内(最大50万円)へ引上げます。
⇒審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択**。

※詳細は追って公開する公募要領をご覧ください

<令和元年度補正予算持続化補助金（一般型）の今後のスケジュール>

応募締切：令和3年6月4日（金）当日消印有効（5次締切）

※5次締切後も申請受付を継続し、令和3年度内には令和3年10月（6次）、令和4年2月（7次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（予定は変更する場合がございます）。

応募方法等の詳細はこちらでご確認ください

全国商工会連合会

日本商工会議所



03-6670-2540



03-6447-2389

<令和2年度第3次補正予算持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の今後のスケジュール> ※jGrantsによる電子申請のみの受付

GビズIDプライムの発行には2～3週間ほど時間がかかりますので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※令和2年度第3次補正予算で措置された低感染リスク型ビジネス枠の詳細は追って情報公開いたします。

お問合せ先

03-6837-5929

（独）中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業 コールセンター

②小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

～低感染リスク型ビジネス枠～

<1. 事業概要>

- 感染拡大防止と事業継続を両立させるために、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等、前向きな取組を加速化する小規模事業者を対象に支援

<2. 補助上限額・補助率>

- 補助上限額：100万円・補助率3/4
補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策費に充当可能

<対象>

- ・消毒、マスク、清掃
- ・飛沫防止対策
- ・換気設備 等

<3. 補助対象経費>

- ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（機械装置費等）

<4. 想定される活用例>

- ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
- 旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。

<5. 公募スケジュール等>

- 2021年3月31日～公募要領公開（電子申請受付開始は4月中）第1回受付締切：5月12日
- jGrantsによる電子申請のみの受付

<要件>

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少していること

<メリット>

- ・感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引上げ
- ・審査時における加点措置を講ずることにより優先採択

特別措置

【参考】②持続化補助金活用事例

● 飲食業の補助金活用事例紹介

- ・配達とテイクアウト拡充による販路拡大計画
- ・デリバリー対応のための商品開発
- ・ECサイトで自社商品のオンライン販売
- ・テイクアウト増強のための予約注文サイト構築
- ・キッチンカー事業の立ち上げで移動販売
- ・液晶パネル券売機による接触機会の削減及びインバウンド獲得
- ・テイクアウト増産体制構築のための設備投資
- ・客室を改装した「お食事処」の設置による非対面型食事提供
- ・セルフレジの導入による人員削減・業務効率化と感染防止対策

③ IT導入補助金

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい
働き方改革・コロナ対策を進めたい
全社的なDX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック。

✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象。

| 事業類型 | 通常枠 | | NEW 低感染リスク型ビジネス枠 | |
|-------------------|---------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------|
| | A類型 | B類型 | C類型 (低感染リスク型ビジネス類型) | D類型 (テレワーク対応類型) |
| 補助 下限額・ 上限額 | 30万～ 150万円 未満 | 150万～ 450万円 | 30万～ 450万円 | 30万～ 150万円 |
| 補助率 | 1/2 | | 2/3 | |
| 補助対象 経費 | ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等 | | 左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象 | |

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で
中小機構に措置

低感染 リスク型 ビジネス枠

低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は2/3です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

補助金 活用事例

事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。「長年の勘」からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加。

事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。

③IT導入補助金

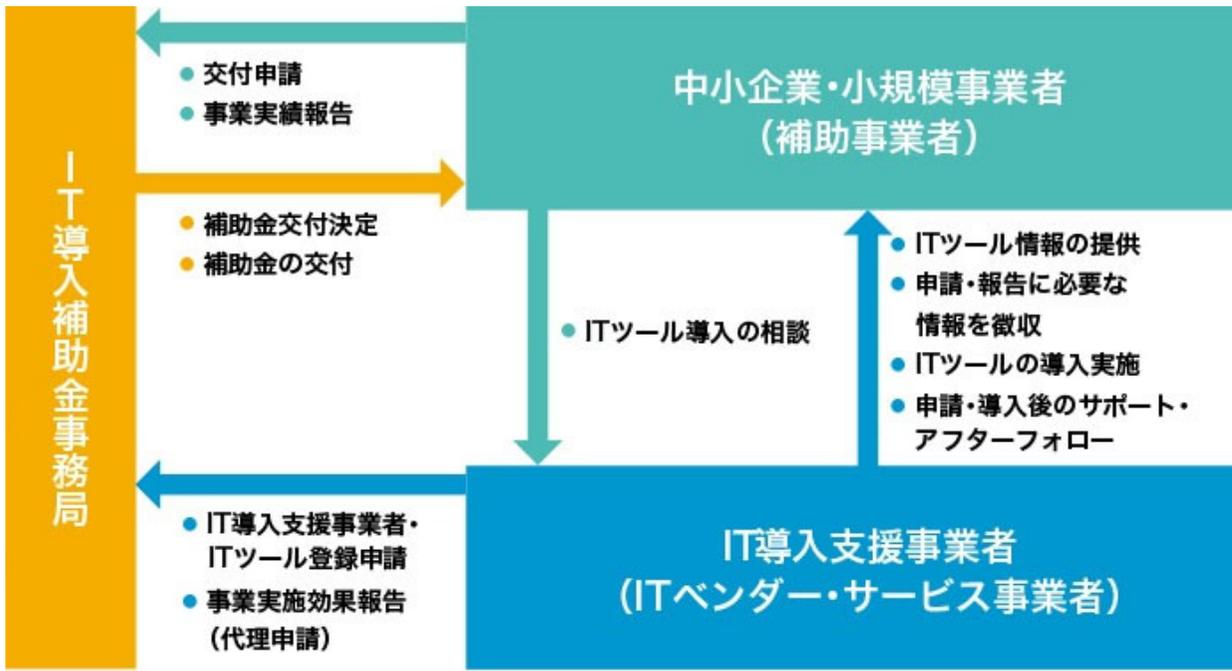
中小企業等が業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する補助金

- 補助対象事業者：中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）
- 補助対象ツール：補助金事務局の審査を受け、事務局に登録されているITツール（ソフトウェア、サービス等）
- ※相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料（1年間分）等を含む
- ※ハードウェアの導入にかかる費用は原則対象外だが、「特別枠」類型ではハードウェアのレンタル費用が補助対象

<フロー>

- ①ITベンダー等が事務局に事業者情報及びITツールを登録
 - ②ツール導入を希望する中小企業等とITベンダー等がパートナーシップを組んで補助金申請
- ※ITツールとは、中小企業等の労働生産性向上に資する以下のものを指す

- ①ソフトウェア（業務プロセス）
- ②ソフトウェア（オプション）
- ③役務（付帯サービス・導入サポート）



<類型> ※業務プロセス例：顧客対応・販売支援、決済、調達、会計、総務・人事 等

【通常枠】令和元年度補正

バックオフィス業務の効率化等付加価値向上に繋がるITツール導入を支援(補助率1/2)

- ①A類型：1つ以上の業務プロセスを有するソフトウェアの導入(補助額30万円以上150万円未満)
- ②B類型：4つ以上の業務プロセスを有するソフトウェアの導入(補助額150万円以上450万円以下)

【特別枠】令和2年度補正
 コロナ対応のためテレワーク環境の整備等を支援

→ 令和2年度3次補正において次頁のとおり見直し

③IT導入補助金

IT導入補助金2021（低感染リスク型ビジネス枠）【令和2年度3次補正】

新型コロナウイルス感染症が事業環境に影響を及ぼす中、**事業の非対面化・非接触型への転換に資する複数のプロセスに対応したツールの導入等**の前向きな投資を支援するため、既存の【通常枠】に加え、【特別枠】を【C類型：低感染リスク型ビジネス類型】と【D類型：テレワーク対応類型】に見直し。

【補助対象経費】ソフトウェア費、導入関連費、**ハードウェアレンタル費**（※通常枠では対象外）

【C類型：低感染リスク型ビジネス類型】 補助額30万円～450万円 補助率2/3

(1)非対面化に資するITツールであり、以下の①～⑦のうち**2種類以上**を含んでいること

①顧客対応・販売支援、②決済・債権債務・資金回収管理、③調達・供給・在庫・物流、④会計・財務・経営、⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス、⑥業種固有プロセス、⑦汎用・自動化・分析ツール（業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められるもの）

(2)上記①～⑦の異なる業務プロセス間での情報共有や連携を行うことで生産性の向上に寄与するもの

【D類型：テレワーク対応類型】 補助額30万円～150万円 補助率2/3

(1)C類型(1)と同じ（上記①～⑦のうち**2種類以上**含むこと）

(2)テレワーク環境の構築に資するクラウド対応ツールであること

活用事例

- 事例①：オフィス以外の場所からでも、いつでも安全に業務情報や顧客情報にアクセスできる環境を作りたい
→**グループウェアを導入**。社外から安全に業務情報にアクセスでき、作業環境の自由化と業務の非対面化に貢献
- 事例②：来店者の減少により対面販売の売上げが減少している、今後を見据えて海外にも販路を見出したい
→**越境ECサイトを構築 + コンサルサービスを利用**。SNSを通じた情報発信も行き、販路拡大と事業の非対面化を実現

【参考】IT導入補助金活用事例集：<https://www.it-hojo.jp/applicant/casestudies.html>

スケジュール【第1次〆切分】申請開始：4月7日～ 〆切日：5月14日（予定） ※第2次〆切は7月を予定